

令和7年10月1日 新石岡市がスタートして20年になります

▶今年、旧石岡市と旧八郷町が合併して20年の節目を迎えます。これまで積み上げてきた歴史を再確認し、ふるさと石岡への愛着と誇りをさらに深める機会とします。市民の皆さんに参加していただき「ふるさと石岡の魅力を再発見」できるよう様々な取り組みを予定しています。

主な取り組み

記念式典 日程：10月4日(土) 会場：石岡市中央公民館 大講堂
問本秘書広聴課 Tel 23-7274

市制施行20周年記念事業
についてはこちらから▶



石岡市市制施行20周年記念ロゴマークが決定！

オンライン投票にご参加いただき、ありがとうございました。

ロゴマークに込めた思い

制作者：細谷 哲朗さん（千葉県浦安市）

市制20周年の数字に石岡市の魅力を組み合わせたロゴマークです。筑波山麓と霞ヶ浦、くだもの、国分寺跡、舟塚山古墳、獅子頭といった石岡のたくさんの魅力をレイアウトしながら、わかりやすくお伝えでき、サイズを小さくしても白黒でも、ご覧いただく方々に「石岡の魅力」をお伝えできる視認性と印象度の高いロゴマークです。



石岡のスーパーアスリート 72歳の清水満さんが体操日本一!!

東京都立川市にて9月21日～23日に開催された第57回全日本マスターズ体操競技選手権大会において、市内在住の清水満さん（72）が男子マスターズ70代個人総合で2年ぶりに優勝を飾りました。

競技はゆか、あん馬、つり輪、跳馬、平行棒、鉄棒の6種目あり、そのうち高得点の2種目の合計点で競うルールです。70代は4人で争われ、清水さんは出場した4種目すべて1位で、得点の良かったゆか（9.625）、つり輪（9.35）の合計点でもトップでした。



▲清水満さん（72）

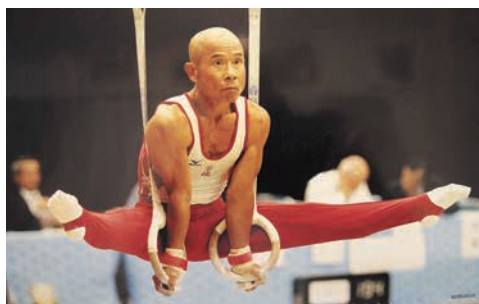
優勝は何度目ですか？
1994（平成6）年に40代で初優勝して以降、今回が15回目の優勝です。出場回数は、今回を含めて26回目です。

体操をはじめたのはいつですか？
高校に入学してからです。あれから五十数年、毎日毎日が体操中心の生活でした。特に勤務後の練習やケガをした後のリハビリには辛いものがありました。

今大会の感想を教えてください
落ち着いて練習に臨むことができて、当日の調子も良かったです。大会時は「自分の演技を審判にしっかりと魅せて、評価していただく」という気持ちで臨みました。

清水さんの体操のモットーは何ですか？
何歳になっても、つま先まで神経の行き届いた「美しい」

清水さんの強さの秘密に迫る!! 独占インタビュー



▲つり輪の演技に臨む清水さん

体操「を追求することです。」

高齢の方に向けて体力づくりには効果的な運動は何ですか？
ウォーキングなど持続的な運動を継続することです。無理のない程度に階段の昇り降りなどを取り入れることも有効です。

今後の目標は？
孫の結婚式でも、サプライズで倒立の演技を披露することです。

第2回石岡つくばねハーフマラソン Live every moment! 開催に伴う交通規制のご案内

▶大会開催に伴い、石岡市内・かすみがうら市内のコース周辺において、交通規制を実施します。

皆さまには、ご不便をお掛けしますが、ご理解・ご協力の程お願いします。

開催日：2月16日(日)

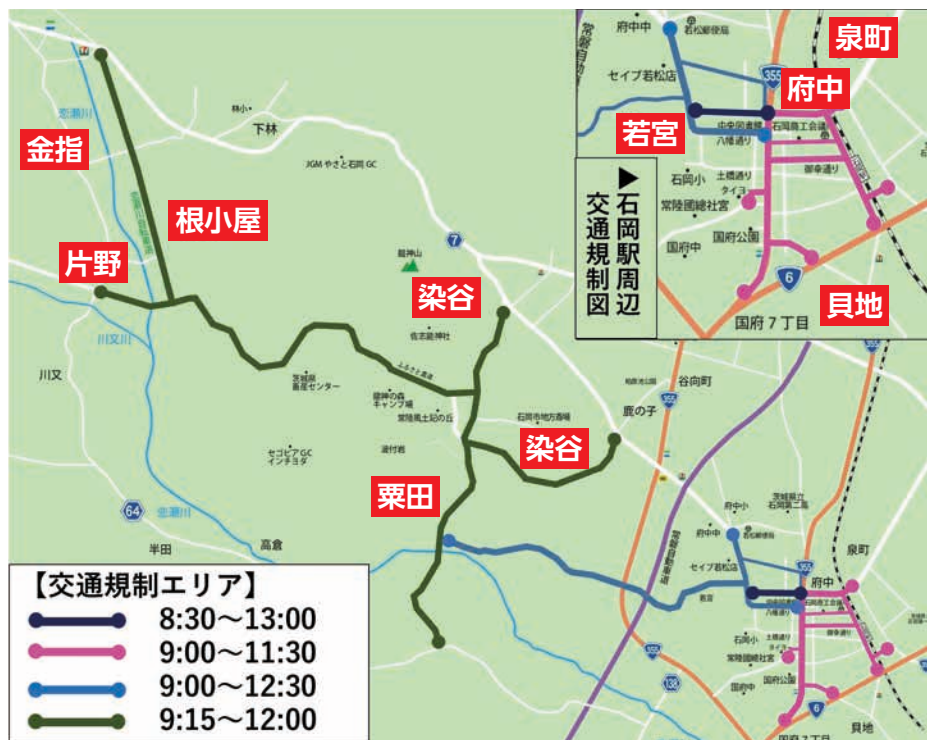
国土スポーツ振興課

(内線 1442)

大会公式ホームページはこちら▶



市公式ホームページはこちら▶



確定申告のご準備を！ 国土浦税務署 個人課税第一部門 (代表) TEL 029-822-1100

確定申告会場のお知らせ

▶土浦税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。

期間：2月17日(月)～3月17日(月)

会場：土浦市亀城プラザ

(土浦市中央2丁目16-4)

①来場者用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。周辺施設への無断駐車は絶対にやめてください。

②期間中は、土浦税務署庁舎では所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を行いません。

③会場の入場には、入場整理券が必要です。国税庁LINE公式アカウントを利用した事前発行がスムーズです。

(来場の10日前より受付開始)

※入場整理券の取得はこちらから▶



※会場では、原則としてスマートフォンを利用した相談を受け付けています。

※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、カード取得時に設定した2つのパスワード(①数字4文字および②英数字6～16桁)をあらかじめご用意ください。

税務署での相談を検討している人へ

▶1月6日(日)～2月14日(金)までは、確定申告会場はありません。相談を希望される場合は、期間中に、確定申告会場へお越しください。

※2月14日(金)より前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望する場合は、事前に相談日時などを電話で予約する必要があります。

予約なしで来場された場合、対応できませんのでご了承ください。

※3月18日(火)～31日(月)は、入場整理券方式により税務署内で相談を受け付けます。

